

加美町国土利用計画

(第 一 次)

加 美 町

この計画は、国土利用計画法第8条第3項の規定により、平成17年2月22日、町議会の議決を得た計画である。

加美町国土利用計画
(第一次)

目 次

前文

1. 町土の利用に関する基本構想	1
(1) 町土の概要	1
(2) 町土利用の基本	1
(3) 利用区分の町土利用の基本方向	2
2. 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別概要	4
(1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	4
(2) 地域別の概要	7
3. 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	10
(1) 公共の福祉の優先	10
(2) 国土利用計画法等の適切な運営	10
(3) 地域整備施策の推進	10
(4) 町土の保全と安全性の確保	10
(5) 環境保全と美しい町土の形成	10
(6) 土地の有効利用の促進と土地利用転換の適正化	11
(7) 町土に関する調査の推進と成果の普及啓発	13

前 文

この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、加美町の区域における国土（以下「町土」という）の利用に関して必要な事項を定め、町土の総合的・計画的な利用を図るための指針とするもので、宮城県国土利用計画（第四次）を基本とし、地方自治法第2条第4項に基づく、加美町総合計画に即して定めるものである。

なお、この計画は社会・経済情勢の変化等により、必要に応じて、見直しを行うものとする。

1. 町土の利用に関する基本構想

(1) 町土の概要

本町は、宮城県の北西部に位置し、西に奥羽山脈を隔てて山形県尾花沢市に、また、東は大崎圏域の中心都市古川市に接している。総面積は 460.82 K^m²で、森林が74%、農用地が15%を占める自然豊かな町土を形成している。

本町を東西に走る国道347号と南北に伸びる国道457号が東部で交差し、JR陸羽東線西古川駅が至近に、また高速交通体系として東北縦貫自動車道古川I・Cや東北新幹線古川駅にも近接しており、交通体系に恵まれた地域である。

地形は、北部・西部・南部が山岳地帯と丘陵地帯で、東部は平坦地が開けている。それぞれの土地利用を見ると、山岳地帯は奥羽山脈の一部として森林に、丘陵地帯の多くは畑地・草地に利用されているが栗駒・船形リフレッシュ・リゾート”オアシス21構想”の重点地区として、観光・リゾートの整備も行っている。平坦地は町中心部に市街地が構築されており、周辺は水田に利用されている。

近年は、市街地周辺や国道沿いにも工業団地が形成され、企業の進出が活発に行われているし、大型店舗の進出も続き中心部は都市化が進んでいる。

(2) 町土利用の基本方針

町土は、現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じた諸活動の共通基盤である。そこで町土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全に配慮するとともに、地域の自然的・社会的・経済的及び文化的条件に配慮し、健康で文化的な生活環境の保全と町土の均衡ある発展を図ることを基本方針として、次の課題の実現を目指し、総合的かつ計画的に行うものとする。

- ① 「加美町総合計画」を基本として、町土を町民の共有の財産としてとらえ、町民の福祉を最大限に考慮した利用を図るものとする。
- ② 町土は、自然と人間が永続的に共存すべきひとつの圏域ととらえ、自然と生活及び生産活動が調和した望ましい環境が形成されるような利用を図るものとする。
- ③ 地域のもつ歴史的風土・地理的条件・自然環境を活かした地域の整備発展を推進することにより、本町の目指す「美しい自然、こころやさしい人々、活力ある生活文化のまち・加美」の実現に向け、町土の利用を図るものとする。

町土の利用にあたっては、社会・経済情勢の変化、および生活水準の向上などによる量的・質的变化に対して、適切な対応が必要である。

さらに、町民の町土利用に対する価値観の高度化、多様化についても深く考慮し、町土の安全利用、公害の防止、快適な環境、健康的な活動の場の提供を図っていかなければならない。

また、460.82 K m²の限られた町土資源を前提として、その有効活用を図りつつ、町土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という）ごとの土地需要の量的な調整を行い、町土利用の質的向上を図るものとする。

第一に、土地需要の量的調整に関しては、都市的土地利用について、土地の有効利用を促進するとともに良好な市街地の形成を図る。他方、農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、自然環境システムの維持に配慮しつつ、農林業の生産活動とゆとりある人間環境の場として適正な保全を図る。

また、森林、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換については、土地利用の可逆性が容易に得られないことや、生態系をはじめとする自然の様々な循環系に配慮し、低未利用地の利用促進を図りつつ計画的かつ慎重に行うものとする。

第二に、町土利用の質的向上に関しては、町土面積の7割以上を占める森林の町土保全機能の向上および水系の総合的管理を進め、災害に対する安全性の向上を図るものとする。

また、快適性および健康性については、公害の防止、自然環境と歴史的風土の保全等に配慮し、市街地においては土地利用の有効利用によるゆとりある環境を確保し、農村集落においては地域の活性化を図りつつ、快適かつ健康的な生活を支える町土の形成を図るものとする。

（3）利用区分別の町土利用の基本方向

ア. 農用地

農用地については、本町の基幹産業である農業生産の場であるとともに、自然環境の保全や田園風景の維持形成においても、重要な役割を果たすものである。

そこで、「加美町農業振興地域整備計画」に基づき、なりわいとして成り立つ農業経営確立のための生産性の向上と優良農地の確保、そして町内外のグリーンツーリズム志向に対応する施設整備などを図るとともに、農用地の効率的利用を図るための中核的農家等への利用集積を一層進める。また、高齢化や兼業化にも対応した農業経営、あるいは消費者の安全・安心・環境志向にも対応した環境保全型農地利用に最大限配慮する。

なお、土地利用条件からみて生産性の低い農用地や周辺の土地利用との関連性において他への用途に変換したほうがより適切かつ調和のとれた利用が見込まれる農地については、総合的・計画的に調整を図りつつ、他の用途に転換し有効利用を推進する。

イ. 森林

森林については、森林の持つ町土保全、水源涵養、自然的環境保全、保健休養等の公益的機能及び木材生産や特用林産物生産等の経済的機能を通じて町民のみならず周辺地域の住民生活に大きく寄与していることに留意して、それらの機能が十分発揮しうるよ

う必要な森林の確保と整備を図る。

とくに、鹿原地区・切込地区等は総合保養地域整備法により平成2年に指定された「栗駒・船形リフレッシュ・リゾート・オアシス21構想」に基づくリゾート整備を進めており、保健休養や自然体験の場として、町民や県民の多様なニーズに配慮しながら、森林の持つ多面的な機能と恵まれた自然景観を活かして総合的利用を促進する。

ウ. 水面・河川・水路

本町には、鳴瀬川、田川、烏川、多田川とそれらに流入する多くの中小河川が流れているが、これらの河川は、過去に豪雨等により内水氾濫の水害を起こしたことも度々あったが、町民の生活や農業生産活動の基盤として欠かせない水源を安定的に供給し、さらに野外レクリエーションの場として、町民の生活に潤いをもたらしているとともに、美しい景観、快適環境づくりの重要な要素としての役割を持っている。

従って、ダムによる水害抑止や河川氾濫地域および土砂災害危険箇所における安全性の確保とともに水環境の保全等自然環境の保全に努め、自然の水質浄化作用や生物の多様な生息・生育環境とうるおいに配慮しながら、ダム建設、河川改修、親水化事業及びハザードマップの作成等によるソフト対策の推進・整備に努める。

また、水田農業地帯であることに鑑み、農用地の生産性を高めるため、貯水池や用排水路の整備に必要な用地の確保に努める。

エ 道路

道路は、町土の発展、町民生活の充実と安全性の向上および町内経済活動の生産性向上に欠くことのできない根幹的な施設である。今後とも、モータリゼーションの進展、地域間交流や地域内生産活動の活発化に伴い、道路交通需要は一層増大するものと予想される。

このことから、一般道路については、町土の有効利用及び安全で快適な生活づくりのため、必要な用地の確保と整備を図る。整備にあたっては、歩車分離等人にやさしい道づくりを目指し、道路の安全性、快適性の向上及び災害防止、公共・公益施設の利用向上等道路が持つ多面的機能を十分発揮しうるよう配慮するとともに、環境の保全に努める。

また、農道及び林道については、農林業の生産性と農業集落環境の向上及び農林地の適正な管理のため、沿道の適正な利用に配慮しつつ、必要な用地の確保と整備を図る。

なお、これらの道路の整備にあたっては、地域文化や自然環境の保全に配慮しながら、国県道を骨格とした道路網の形成を推進し、道路の持つ性格や目的に応じた整備を図る。

オ 宅地

宅地のうち、住宅地については、宅地需給情勢や周辺環境に配慮しつつ公共施設や生活環境関連施設の整備と歩調を合わせながら、都市の将来構想、発展動向等に適合した位置に必要な用地の確保を図る。

また、既成市街地においては、土地利用の高度化や低未利用地の有効利用を図り、安全性とゆとりのある快適な居住環境、高齢者も安心して暮らせる居住環境の形成を目指

す。

また、核家族化に伴う世帯数増加による住宅地需要増については、必要な用地を確保し適切な住宅地の造成を図る。

工業用地については、自然環境、生活環境あるいは農林業の生産環境との調和を図りながら、工業生産規模拡大等に伴う用地を計画的に確保する。

事務所・店舗等のその他の住宅については、商業・サービス業の振興及び農業に関連する新たな機能の充実化に重点を置き、ソフト化・サービス化の進展にも対応しつつ、経営の合理化、近代化および活性化を目標に、便利で魅力ある商業立地を促しながら用地の効率的な高度利用化を図る。

カ その他の用地

文教施設、公園緑地、厚生福祉施設等の公用・公共施設用地については、町民生活の根幹をなす不可欠なものであること、並びに近年の町民ニーズが多様化していること等を踏まえながら、環境の保全や安全性、利便性、快適性の向上、並びにうるおいのある環境づくりに配慮しつつ必要な用地の確保を図る。

また、施設の整備にあたっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮する。

観光レクリエーション等の用地については、自然環境の保全に十分配慮し、適切な整備を図る。その際、森林、河川等の余暇空間としての利用や施設の適切な配置と広域的な利用に配慮する。

遊休施設や低未利用地は、それぞれの立地条件に応じて積極的に有効利用の促進を図る。

2. 町土の利用目的に応じた区分ごとの 規模の目標及びその地域別概要

(1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

ア. 本計画の目標年次は平成26年とし、基準年次は平成12年とする。

イ. 町土の利用に関して基礎的な前提となる人口と世帯数については、2000年（平成12年）の国勢調査人口28,330人、世帯数7,669世帯を基準とし、「加美町総合計画」の2014年（平成26年）の人口27,000人とする。

ウ. 町土利用区分は、①農用地、②森林、③水面・河川・水路、④道路、⑤宅地、⑥その他の6地目区分とする。

エ. 町土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の町土の利用の状況と各種事業等に伴う土地利用の変化についての調査及び社会経済的背景・地域特性に基づき、将来人口及び利用区分別の必要な土地需要面積見通し等をもとに、用地原単位等を参考として土地利用の総合的な調整を行いながら、定めるものとする。

オ. 平成26年の利用区分ごとの規模の目標は、表1のとおりである。

なお、以下の数値については、今後の社会経済の動向に従って弾力的に運用されるべき性格のものである。

表1 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位 ha、%)

利用区分	平成12年 (基準年)	平成22年 (参考年)	平成26年 (目標年)	構成比		
				平成12年	平成22年	平成26年
農用地	6,942	6,532	6,419	15.1	14.2	13.9
農地	6,467	6,357	6,256	14.0	13.8	13.6
田	5,150	5,090	5,043	11.2	11.0	10.9
畑	1,317	1,267	1,213	2.9	2.7	2.6
採草放牧地	475	175	163	1.0	0.4	0.4
森林	33,766	33,686	33,617	73.2	73.1	73.0
原野	2	2	2	0	0	0
水面・河川・水路	1,376	1,453	1,465	3.0	3.2	3.2
水面	159	222	227	0.3	0.5	0.5
河川	909	905	905	2.0	2.0	2.0
水路	308	326	333	0.7	0.7	0.7
道路	1,138	1,215	1,211	2.5	2.6	2.6
一般道路	597	647	672	1.3	1.4	1.5
農道	350	360	368	0.8	0.9	0.9
林道	191	208	171	0.4	0.4	0.5
宅地	913	937	966	2.0	2.0	2.1
住宅地	573	588	608	1.2	1.3	1.3
工業用地	107	107	107	0.2	0.2	0.2
その他の宅地	233	242	251	0.5	0.5	0.5
その他	1,945	2,257	2,402	4.2	4.9	5.2
合計	46,082	46,082	46,082	100.0	100.0	100.0

(2) 地域別の概要

① 地域区分は、土地利用の現況及び地域の自然的・社会的・経済的条件を配慮して以下の3地域とし、それぞれの範囲を次表の通りとする。

表2 「地域の範囲」

地域の区分	地区の範囲	行政 区
中新田地域	中新田地区	中新田城内・並柳・南町・あさひ・十日市・岡町・西町・新丁・田川
	広原地区	羽場・城生・菜切谷・菜切谷新田・上狼塚・上狼塚北・下多田川・上多田川下・上多田川上・白子田・滝ノ沢・青木原・大清水
	鳴瀬地区	四日市場宿・四日市場沖・下新田上・下新田下・雑式ノ目・下狼塚・平柳
小野田地域	東部地区	雷・小野田城内・上区・中区・下区・下野目・中嶋・月崎・北区
	西部地区	漆沢・門沢・芋沢・小瀬・原・長清水・西上野目・味ヶ袋・東上野目・原町
	鹿原地区	北鹿原・南鹿原・東鹿原
宮崎地域	中部地区	上小路一・上小路二・下小路一・下小路二・東町・下町・中町・上町・赤坂原・西川北・東川北・北川内・柳沢
	東部地区	小泉・鶯沢本郷・根岸・鳥嶋・鳥屋ヶ崎・孫沢・米泉・袋・東米泉
	西部地区	西原・北永志田・南永志田・寒風沢・切込

②計画の目標年次、基準年次、町土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、(1)に準じるものとする。

③平成26年における、地域別の人口は表3の通りと想定する。

表3 「地域別の人口」

地区区分	平成12年	平成22年	平成26年
中新田地域	13,929	13,600	13,300
小野田地域	8,092	7,900	7,700
宮崎地域	6,309	6,100	6,000
計	28,330	27,600	27,000

④平成26年における町土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要は、次のとおり

である。

A 中新田地域

この地域は、中心部が全域都市計画地域に指定されており、商工業、官公庁等や住宅・店舗等が集中しており、国道347号と国道457号を対角線とした市街地を形成している。また、大規模工場や大型店の立地により一層の都市化の進展が予想されることから、合理的かつ高度な都市的土地利用を図る。

東部については、全域農業振興地域の指定がなされている平坦地で、肥沃な土壌と豊かな水の便に恵まれた代表的な水田地帯で、今後とも主要な農業地域として、優良農地の確保とその高生産性を図る。

B 小野田地域

この地域は、一級河川鳴瀬川が中心部を流れ地域を二分している。北部は、農業生産地帯が広がり市街地や集落等が存在するが、典型的な農村風景を形成しており、本町の基幹産業である農業振興のためにも、優良農地の確保を図る。

鳴瀬川の南部についても農業生産地帯や集落が存在し優良農地の確保に努めるが、葉山周辺の高原地帯については、観光交流客の増加による地域の活性化を図るため、民間資本によるリゾート事業や町による観光施設を展開する。

C 宮崎地域

この地域は、東部が平坦で肥沃な水田地帯となっており優良農地の保全とその有効的な利用を図る。

西部は山岳地帯は、二ツ石ダムが建設中であり加えて田川第1ダム・田川第2ダムの建設も予定されており、これらを活用した観光も視野に入れた整備を図る。

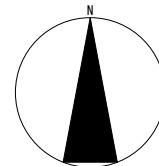
地域区分図





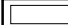



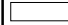
宮崎地域

中新田地域

小野田地域

0 1000 2000 3000 4000 5000m



凡 例	
	地 域 区 分
	
	
	
	
	
	
	
	

3. 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

(1) 公共の福祉の優先

町土利用については、公共の福祉を優先させるとともに、地域の特性に応じた適正な土地利用が図られるよう、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を講じる。また、町民全体の福祉向上のための土地利用は、個々の町民の適切な理解と協力が不可欠であることから、本計画の趣旨及び町土の活用と保全などについて理解が得られるよう努める。

(2) 国土利用計画法等の適切な運営

国土利用計画法及びこれに関連する農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法、森林法、自然公園法など、本町の開発・整備・保全に係る土地利用関係法令等による規制と運用により、適切な土地利用の確保と地価の安定化を促進する。その際、土地利用の影響の広域性を含めた調整を検討する。

(3) 地域整備施策の推進

活力ある地域振興と町土の均衡ある発展を図るため、「加美町総合計画」に基づき、町全体及び各地域の実情と特性を活かしつつ、地域振興施策の積極的な展開ときめ細かな推進に努め、総合的な生活基盤や産業基盤の整備及び環境整備を行う。また、身近で恵まれた自然環境を保全・活用し、人と自然の調和を図りながら均衡ある地域整備の推進を図る。

(4) 町土の保全と安全性の確保

安全で快適な環境を確保するため、水系ごとの治水施設等の整備と流域内の土地利用との調和を図り、また、ハザードマップの作成、災害時における応急対策の確立などにより、地形等自然条件と土地利用配置との適合性や洪水等への対応に配慮しつつ、適正な土地利用への誘導を図るとともに、町土保全施設の整備を推進する。

(5) 環境保全と美しい町土の形成

ア. 生活環境の保全を図るため、用途区分に応じた適正な土地利用の誘導に配慮する。

イ. 農用地や森林の適正な維持管理、水辺地等の保全による河川等の自然浄化能力の維持・回復に努めるとともに、土地の利用変更においては加美町公共下水道計画との整合性を図りつつ下水道整備を計画的に進めるほか、浄化槽市町村整備事業を積極的に導入

し健全な水環境の保全を図る。

ウ．廃棄物の不法投棄や不適切処理の防止に努めながら、廃棄物の発生抑制とリサイクルを一層進めるとともに、発生した廃棄物の適正な処理のため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。

エ．歴史的風土の保存、文化財の保護等を図るため、開発行為等については、環境への影響を考慮しつつ、開発指導制度の適切な運用等により適正な土地利用を図る。また、大規模開発等については必要に応じて環境アセスメントを実施することにより、公害の防止及び自然環境の保全に努める。

(6) 土地の有効利用の促進と土地利用転換の適正化

土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周囲の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととする。

ア．農用地

農用地については、豊富で多彩な農畜産物の生産活動を推進し、魅力ある農業経営の確立と特性を活かした地域農業の推進を図る。また、優良農用地の適切な保全に努めるとともに、農業基盤の整備を計画的に進め、農地の流動化等の必要な措置を講じながら、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮する。

農用地の利用転換を行なう場合には、農業経営の安定及び地域農業に及ぼす影響に留意し、周辺の農用地や非農業的土地利用との計画的な調整を図る。

なお、これらの措置を講ずるにあたっては、農業振興地域整備計画に基づき、積極的、計画的な推進を図る。

イ．森林

森林については、町土の保全、水資源の涵養、保健休養、自然環境保全等の公益的機能及び木材生産等の経済的機能を増進するため、地域森林計画に基づき森林資源の整備及び管理を行なう。

また、「栗駒・船形リフレッシュ・リゾート・オアシス21構想」に基づく施設整備に関しても、森林の持つ諸機能を確保しつつ、町内外の住民が森林とふれあい、自然の大切さを学び、また精神的なやすらぎが得られるような場となるように配慮する。

ウ．水面・河川・水路

水面については、数多い沼湖の保全と洪水調整等の多機能を有するダム建設を進め、安定的な水需要に対応する。また、農業用水確保のためにため池の維持補修に努めて、農業生産の向上を図る。

河川については、周辺の自然環境との調和を図りながら、水害を未然に防止するために、河川改修を進めるとともに、親水性を配慮した水辺修景整備等により、水辺の空間を多目的に活用する。

水路については、農用地の整備との整合性を図り、土地改良事業による一層の整備を図る。

エ. 道路

一般道路については、広域道路網と生活道路との体系的な整備拡充に努め、町民の日常生活の利便性の向上を図る。また、道路の景観を整備し人にやさしい道づくりを推進する。

農道及び林道については、農林業における重要な生産基盤であり、土地改良事業、林道整備事業等によって計画的な整備を図る。

また、一部の林道については森林資源の保全とレクリエーション的用途との調和に配慮しながら、過剰にならない範囲での整備と利活用を促進する。

オ. 宅地

宅地のうち、住宅地についてはライフスタイルに合わせた居住環境の質的向上を目指して、防災性の向上とゆとりある空間の確保に配慮しつつ用地の高度利用と効率化を図る。また、新たな公共及び民間の住宅開発にあたっては、環境の保全に留意しながら秩序ある計画的な利用を促進し、適正な供給量を確保する。既成市街地においては、低未利用地の活用等による快適な環境の確保に配慮しつつ、住宅地の高度利用に努める。

工場用地については、自然環境の保全、公害の防止等に配慮し、かつ農林業や地場産業との調整を図りながら、計画的に生産規模拡大等を推進する。

事務所・店舗用地をはじめとするその他の宅地については、土地の高度利用を促進するとともに、快適で潤いのある空間とするための広場や小園地などを設けて土地の有効利用を促進する。

カ. 大規模な土地利用の転換

公共公益施設、宅地造成など大規模な土地利用の転換を行なう場合は、周辺地域に及ぼす影響が大きくかつ広範囲にわたるため、周辺地域を含めて事前に十分な調査を行なうほか、住民説明を行って住民の同意を得ながら、町民生活の安全性と健康性の確保に配慮し、町土の保全、環境の保全等を図りつつ適正な土地利用となるよう計画的に進めるものとする。

キ. 農地と宅地の混在が進展する地域等

土地利用の転換を行なう場合には、混在による弊害を防止するため、無秩序な開発を抑制し、農業振興地域整備計画制度などの適正な運用により、農用地、宅地相互間の土地利用の秩序ある共存を図る。

また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域において、制度の的確な運用の検討を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の実情に応じた総

合的な土地利用の実現を図る。

ク．低未利用地

低未利用地については、町土の有効利用並びに環境の保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、森林、農用地等としての活用を積極的に促進するとともに、地域の実情に応じ、地域の活性化のための施設用地への転換を図る。また、遊休施設については、地域住民への解放等その有効利用を図る。

(7) 町土に関する調査等の推進と成果の普及啓発

町土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、自然環境保全調査等町土に関する基礎的な調査を推進し、関連各種情報の収集整理を積極的に行なう。

また、町土の適正な利用について、町民の理解と協力を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、情報の普及と啓発に努める。

さらに、町土利用に関する施策の進展状況と変化の動向を的確に把握し、本計画の進行を管理する。